

第二十四回 参議院文教委員会會議録第十九号

昭和三十一年四月二十六日(木曜日)午前十一時十七分開会

委員の異動

四月二十五日委員堀木幸弘君、堀木鎌三君及び松原一彦君辞任につき、その補欠として井村徳二君、田中啓一君及び雨森常夫君を議長において指名した。

四月二十六日委員木村守江君辞任につき、その補欠として笹森順造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君
井村 徳二君
川口爲之助君
笹森 順造君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三木與吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
村尾 重雄君
矢嶋 三義君
竹下 豊次君

國務大臣

第六部 文教委員会會議録第十九号

昭和三十一年四月二十六日【参議院】

内閣総理大臣 鳩山 一郎君
文部大臣 清瀬 一郎君
政府委員 法制局長官 林 修三君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件
○本委員会の運営に関する件
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告申し上げます。
四月二十五日、堀木鎌三君、堀木幸一君、井村徳二君、雨森常夫君が選任されました。また二十六日、木村守江君が辞任され、笹森順造君が選任されました。

○委員長(加賀山之雄君) 次に、昨日開かれたました理事会の経過について御報告いたします。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一件の審議日程について協議

議を行なったのでございますが、その結果、お手元にお配りいたしました日程表の通り意見が一致いたしました。すなわち、本日はまず内閣総理大臣に対する総括質疑を行い、その後文部大臣に対する総括質疑に入り、これは明日以後継続するわけでありますが、明日は午前十時開会、午前午後、明後日土曜日は午前中のみ委員会を開くことにいたすことになりました。来月四日金曜日は午前午後審議を行うことにいたしました。その後の日程につきましては、追って理事会で協議することといたしました。

以上御報告申し上げました通り取り運ぶことに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○荒木正三郎君 この日程表によりますと、総理大臣に対する質疑が、十一時半から十二時半まで一時間ということになっております。しかし、これでは私少いように思うんですが、総理に対する総括質問というものは、どういうふうな今後なお時間を取ってするようになっていくのか、そういう点今の説明の中にございませんでした。と、うて一時間くらいで総理に対する質問は私ではできないと思うんです。私の考えではやはり重要法案であり、しかもこの国会で重要法案といわれるのは、そう数はないわけです。一つの法案に一日ずつ出られても、そう大して日数は取れないわけです。これは私は三日も四日も出てもいいという要求はいたしません。ただ、この法案につ

いては、一日くらいは総理大臣が出席して、われわれの質疑に答えるようにせられるというのが、私は常識から考えて当然であると思います。それを一時間でもやってくれということでは、とうていこれは満足な質疑はできないとかように思うのです。そういう点で私は総理大臣に対する質疑は、一日分は取ってもらいたい、こういう考えを持っています。

○委員長(加賀山之雄君) その点委員長からお答えを申し上げます。昨日理事会でも湯山理事並びに秋山委員からそういう御希望がございました。ただ、この総括質問の冒頭に、総理にどうしても質疑をする必要があるということ、与党の方にも非常に努力をしてもらいまして、きょうとにかく総理のあいた時間をこの委員会に出席を願う、こういうことにいたしましたのでございす。それでもちろん総理大臣に對します質問は、きょうできるだけ多くの方に御発言の機会を持っていたきたい。もちろんきょうだけより総理は絶対都合が今後一切ないという、これは何も確定した事実ではない。これはしかしまた一方、私からまだ今後において総理にいつ幾日必ず出てもらいたい、その確答も得ておりませんので、委員長といたしましては、今後のことについてここで確約したという事実を申し上げることはできない。私といたしましては、そのとき湯山理事にも申し上げて、できるだけ多くの方に御発言の機会を持っていたいて、質問もで

きるだけ能率的にダブったりしないので順序よくやっていただいて、そしてその質疑の模様を見て、また委員長において総理の質問がせひとも皆さんの御要望通りどうしてもしなければならぬというように考えました場合は、これは理事会に諮りまして、またそういう手段を講じなければならぬ。きょうこの審議、きょうの総括質疑のこの進行工合を見てまた考えたいということをお願いして、その御了承のもとにきょう開かれておるわけです。ですから大へん恐縮でございますけれども、相手は内閣総理大臣であります以上は、これは他の委員会、本会議その他重要国務を控えておられますから、これはこの委員会だけで一方的な意思でもって、総理をこの委員会にきづづけにしておくということは、これはできないことは皆さんもよく御了承の通りなんです。しかし、委員長といたしましては、その審議の模様を見て、今後のまたことをお諮りしたい、こういうふうな考えております。

○矢嶋三義君 ただいまの委員長の御発言の中には、了解できる点もあるわけなんです。繰り返してお尋ねしたいと了解したい点もあるわけでありす。それは委員長は、国会運営のベテランでございますが、重要法案を審議する場合のこの取扱いは、おのずからひな形がきまっていると思うのです。それは重要法案を審議する場合に、とりあえず内閣の最高責任者であ

る総理の御見解を承ねるところの総括質問をする。それから担当閣務大臣の質問に入る。その場合に委員長が仰せられましたように、総理は御多忙であるから、だから質問者の持ち時間が何分、質問時間が何分というようにきめて、そうして議事を進めていくのが、予算委員会を初め、重要案件を処理する委員会の審議のしきたりだと思つて、と申すことは、総理に質疑のある人は自分の持ち時間というものが明確でないという質疑の構成ができません。そういう意味において、今までのしきたりは大体それでできたわけですが、本日の先ほどの説明を見ますという、質問する人の質問時間というものがきまらないで、いつ総理がお見えになるかということも不明確だというようなことは、総理に質問をやつては、またほかのことが質疑され、さらにまた総理に帰るといふようなことで、審議上非常に体系が乱れるように、非常に異例な取扱ひのように考へるのですが、その点は委員長さんどういふようにお考えになつていらつしやるのでしようか承りたいと思ひます。ぜひとも私はもうこれは委員長十分御承知と思うのですが、一つの体系づけた形で重要法案であるだけに、進めていっていただきたい、かようにお願いを申し上げるのです。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。委員長もその通り考えますが、しかし、委員会の開会はなかなかこちらの各委員の御事情もあつて、こちらで勝手に委員会を開会する日取りをきめるわけにいかない。あるいはこちらの委員会のないときに総理大臣がちょうど手もあいていふというやうな日もございまいしょうけれども、そうなりますと食い違ひができてまして、その点明確に、私今までしたとは申し上げませんけれども、なかなかこちらの都合のいい時間にだけ総理を引っぱり出すといつても、これはなかなか私はむずかしいといふやうに考へるのでございます。これは従来の事例から見まして、各委員もおわかりになつていただけたことだらうと思つて、委員長といたしましては、もちろん各委員のお気持ちを考へまして、できるだけ御希望に沿うやうに時間も取りたいし、総理の質問のみならず一般質問の時間等も取りたいと思ひますが、一つ各委員におかれまして、できるだけ能率的に審議を進めるといふことに主眼を置かれまして、そうして私のお願ひとしては、きょうの御質疑の予定は全部社会党の各委員でございまして、社会党内で一つよくその点をお諮り願つて、各人それぞれ、自分は勝手であると考えられるかもしれないが、党内でできるだけそういう点を御調整願ひたいといふことを理事にもお願い申し上げておつたやうな次第であります。そういうお気持ちで一つお進め願つて、あとのことはまた、その後のこととして皆様方にお諮りをし、委員長においでも最善を尽したい、かように考へております。

○有馬英二君 文部大臣も御出席になつたことでありますから、総理大臣がお見えになる前に、少しでも質問を始めること、この動議を提出いたします。

○矢嶋三義君 今の議事進行はちよつと無理だと思つて、きょう冒頭に総理がおいでになつて、それから質疑しようといふことに相なつておつてその質疑をどの程度本日やるか、または今後はどういう審議計画のもとに進めていかんとするかという点が議論されておるわけで、せつかくの動議ですが、その議事進行ちよつと無理だと思ひます。

○委員(加賀山之雄君) ちよつと委員長から申し上げますが、有馬委員の御発言でございまして、十一時半には総理大臣必ず出席されるというお約束でございまして、間もなく御出席と思ひます。従いまして総理大臣がお見えになつたら、すぐ総理大臣に対する質疑に入る。かように議事をいたしたいと思ひます。

○安部キミ子君 ただいまの委員長の発言で聞きますと、何だか社会党だけがこの重要法案に取り組んで審議をするといふふうに関心がありますけれども、私はこのやうな大事な法案は、おそらく緑風会も、それから自由民主党の皆様方もいろいろ疑義があり、また、おそらく皆様も子供の教育という大きな問題については関心を持っておられると思ひますが、ほかの委員さんの質問はどうなつておるのでございまいしょうか。

○委員(加賀山之雄君) 安部先生の御解釈だから、私別にそれに異議を差しさすわけではございせんが、私の申し上げた言葉が足らなかつたせいとか、社会党だけがこの法案を重要だと思つていふやうなことは、これはまことに委員長不徳のいたすところであつて、そういうことはここに御列席の各委員に対して……これは一つそういうお言葉はお慎しむ願ひたいと思ひます。

○安部キミ子君 それを聞いて安心しました。

○委員(加賀山之雄君) それでは総理大臣お見えになりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、以上二件を一括して議題といたします。

○安部キミ子君 私総理大臣にお尋ねいたします。きょうからいよいよ本委員会です。ただいまの新教育法案が審議されることになつたわけではございせんが、さきに、衆議院でこの法案がかかりました際に、衆議院の委員会では大臣も御承知のやうに逐条審議も全然手に触れていない。それから総理大臣の総括質問もしていない。にもかかわらず途中から審議を打ち切つて本会議にかけてしまつて、中間報告という形で報告されたのでございまして、その際も、議長の手不潔によりましてあのやうな混乱を起し、中間報告があつたことは、必ず質問がなければならぬはずなのに、それもなされないで、その議場でどうと本案を通過させてしまつた。こういうことになりまして、一方社会党は大へん不満を持っておりますし、これは社会党だけではなくて、国民のほとんどが本法案に不満の意思表示をしております。このことにつきましては、後ほど私ちよつと質問もしたいと思つております。こういうふうな行きのかりの法案、しかも衆議院の過程において私は大へん遺憾だと思つて、この法案が重大であることは、大臣も十分御承知の通りであると思ひます。ただ私一人が遺憾であると思つただけでなくて、おそらく国民もまた総理大臣も事が教育であるだけ

に、また総理大臣が御自身から教育に對しては学校も経営しておられるといふやうなことがありますだけに、これは公立、官立といふだけの学校でなくて、私立学校にもひいては影響する法案でありますので、少くとも今度参議院にかかりましたときには、現在これから審議することになります。十分審議をし戻して、私どもも国民も満足した形で本法案を処理してゆきたい、こういうふうな考へておりますが、大臣の御所見はどうなでございまいしょうか、まずお尋ねいたします。

○国務大臣(鳩山一郎君) 衆議院の当分の手続は、私は規則の上では遺漏はないと思つております。衆議院においては三月の中旬から四月の二十日まで御審議いただいたのでありまして、質問も討論もとにかく議長からは発言があるかといふことを問ひ合せて、そして審議したのでありますから形式の上においては手続は完了してゐると私は思つてゐるわけですが。

○安部キミ子君 そうしますと社会党が全員棄権したといふこの事実について、好ましいことだと大臣はお考えでございまいしょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は好ましいこととは思ひません。話し合ひができてゆくといふことが、議院の本質でありますから、話し合ひが安全にできなかったといふことは残念なことだと思ひます。

○安部キミ子君 ただいま大臣の御発言によりまして、非常に當を得た御返答で、私満足いたしておりますが、それでは参議院におきましては衆議院のやうな醜態をさらけ出さないで、野党

でありますけれども、十分満足できるように話し合いをさせていただけるでございましょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は話し合いによって円滑に進行することを望んでおります。

○安部キミ子君 そうしますと、私大臣のお言葉を信頼いたしますが、先ほども申しましたように、急いでこの法案をあげるといふことだけに片寄らないで、十分時間をかけて審議をするということをお大臣は御承認下さいませぬ。

○国務大臣(鳩山一郎君) もちろんです。

○安部キミ子君 ありがとうございます。

それでは第二点についてお尋ねいたしますが、先ほどもちょっと触れましたように、この教育二法案は非常に世間の反対が強いのでございます。その反対の立場に立つて団体というふうなものから、まずお話しをしてみたいと思うのでございますが、まず教育に關しては最も責任者とされている東京大学の矢内原總長を初めとして、大学長が教育二法案に反対の意思表示を行われたことは大臣も御承知の通りでございます。その学校の内訳を申し上げますと、東京大学長矢内原先生、それから学習院大学長安倍先生、東京学芸大学長木下先生、それから元東京大学長南原先生、お茶の水大学長磯山先生、法政大学長大内先生、早稲田大学長大浜先生、一ツ橋大学教授上原先生、それから慶応大学教授務台先生、こういうふうにご説明がなされたことだけでも、国民は相当考えさせられた、こう思うわけでございます。さらに、関西

の十三大学長の声明、これは京都大学長滝川先生、立命館大学長末川先生、同志社大学長大塚先生、大阪市立大学長恒藤先生、関西大学長岩崎先生、大阪大学長北川先生、神戸大学長古林先生、大阪大学長正田先生、西京大学長園先生、関西学院大学長堀先生、大阪府立大学長堀場先生、龍谷大学長森川先生、大谷大学長山口先生、こういうふうに関西でも十三の大学長の声明が発表されました。さらに、大学教授の六百十七氏の声明も出ております。

また、東京教育大学文学部教授会八十六氏の声明も引き続いて出ました。また、千葉大学教育学部教授会の声明、また教育関係十四団体の声明も出ております。その十四団体の内訳を申し上げますと、教育映画製作者連盟、教育映画配給者協議会、全国学校図書館協議会、全国地方教育委員会連絡協議会、全国手をつなぐ親の会、全国都道府県教育委員会協議会、全国へき地教育研究連盟、全日本高等学校教職員組合、日本映画教育協会、日本教職員組合、日本幻燈連合会、日本子供を守る会、日本青年団協議会、日本連合教育会、今度は新聞関係やその他のほかのところでも、この問題がけんけんこうこうと論議が戦わされておりました。もちろん反対の意思表示がされたものでございまして、私がここに拾い上げましたものだけでも、ちょっと饒んでみ

たいと思ひます。「教育制度の改革を急ぐな、これは朝日新聞社が三十一年の一月十二日の社説に書いております。また、「憂慮される教育制度の改廃」、これは朝日新聞が三十一年の二月二十六日の社説に書いております。「教育の自由性を危ぶむ」朝日新聞三

十一年三月十四日の社説、「教委制度の公選を続けよ」毎日新聞三十一一年一月十二日の社説、「教育の中立性をめぐる論争」毎日新聞三十一一年三月二十一日の社説、「民主教育を守れ」読売新聞三十一一年三月二十一日の社説、「教委制度の改革は慎重に」大分合同新聞三十一一年一月十四日の社説、「教育行政の民主化を守れ」河北新聞三十一一年一月十八日の社説、「教育制度の改革は慎重に」河北新聞三十一一年一月十八日の社説、「文教政策の傾向」河北新聞三十一一年三月二十六日の社説、「文教政策を顧るな」愛媛新聞三十一一年一月二十

六日の社説、「嵐の前に立つ教委制度」岩手新聞三十一一年一月二十八日の社説、「地教委の公選廃止は無意味」秋田魁新報三十一一年二月十日の社説、「抹殺される教育方針」岩手新聞三十一一年三月九日の社説、「十学者の教育声明」茨城新聞三十一一年三月二十四日の社説、「教育委員の権限縮小問題」防長新聞三月五日の社説、これは全部調べ上げたというわけではございませんが、まあざっと私が拾い上げただけでもこのよう

な数に上っております。さらに、意見書、陳情書によるものは、日本社会教育学会、日本教育学会、全国学生連合会、都道府県教育長協議会、日本放送教育学会、放送教育研究会全国連盟、日本学校視察教育連盟、日本放送教育協会、日本映画教育協会、婦人民主クラブ、教育懇談会というふうには、私は十分調べたつもりではないのですけれども、私の目の届いただけでも以上のような国民の世論が起っているわけでございまして。さらにそのほかに、ただいま四百数十万人の請願が国会に出されようとしてゐる。あるいは一部は国

会にすでに出されていると思ひます。この事実を見ましても、この新教育二法案に対しては、国民がいかに反対しているか、ほんとうに国民が願つてこの教育法案を迎へ入っていない、喜んで迎へ入れていないということがおわかりになると思ひますが、大臣はこういう世間の反響に対しては、どういふふうにお考えになつておられますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 大学の学長などの方々が、教育の民主主義を守るべきことを述べられております。この点につきましては、私も賛成であります。本法案は、教育の民主主義をそこなうものとは私は考えていないので、あなたの方の御質問の中心は、いつでも教育委員の任命制と公選制について御質問がございまして、任命制がこの民主主義を破つたというふうなお考えが論議となつて攻撃的質問があるものでありますけれども、私どもは教育委員の選任方法として、公選制でなければ民主主義に反するといふものではなく、住民の代表である長が住民の代表である議会の同意を得て任命すること、民主主義をそこなうものではないと考えておるのであります。これはやはり政府の精神が徹底しないために、民主主義の破壊がこの二法案によつて達成できるように誤解されているものと私は考えております。

○委員長(加賀山之雄君) ちょっとと安部委員にお諮りいたしますが、できるだけ要約してですね、総理大臣が出席時間も限られてゐることですから、お願いいたします。

に、お触れの御答弁でございしますが、私はきょうは総理大臣にお出でいただいたことは、日本の教育全体のことについてお尋ね申したいと思つたのです。なぜ、国民がこのように心配をされているか、この教育二法案に反対しているかということは、一口に言ひますと、また、昔の戦争中のような教育に帰るやしないか、一言で申しますと、まず、こういうふうな日本の運命を決定づける方向に今度の教育二法案があるというところを、国民がござつて心配しているのです。このことについては、先ほど大臣は再び戦争は私にはきらいだ、私も戦争は飽きてゐる、私を信じて下さいと私におっしゃいましたね。その通り私はほんとうに大臣も戦争を好んでおゐると思ひませんけれども、こういうふうなその教育の専門家の方々たちが、それは総理大臣も教育に対しては大へん御造詣が深いとは思ひますけれども、しかしこのやうな日本の最高責任者の、しかも専門家である大学の先生たちがござつて反対しているところに、私はこの法案の大きな問題があるのじゃないか。政治家が考えるだけの常識ではやはり足りないのじゃないかというふうな考へるわけなんです。そこで重ねて私大事な点をお尋ねしたいのですけれども、やはり政治というものは国民が納得する政治でなければ私はいけません。事を急いで、この法案を通す必要は実はないのじゃないか、中央教育審議会にかけてそうして、そうした専門家の方たちにゆつくり、その大臣も御相談になつて、日本の教育はどういうふう

に持つていったら、日本の國がいつになるか、子供の教育ができるかとい

うふうなことを御相談になるお考えはないでしょうか。私その点大臣にほんとうの気持ちを、そこで紙に書いてもらっておられるのを大臣はお説きになつておられるようですが、それではなくて大臣のほんとうの心の底を言つてもらいたいと思うわけなのでございますが、いかがなものでございましょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 心の底を申し上げます。教育によって戦争の好きな国民を作るといふようなことを絶対に考へておりません。

○安部キミ子君 ちよつと、もう一度大臣、大臣は何か蓄音機が何かみたい、同じようなことをおっしゃいますけれども、そういうふうな大臣のようないふ持でこの法案が作られているならば、このような反響はないのです。子供を持つている親たちはこのような心配はしないはずなんです。このように反響があるというところに、大臣はもうちよつと謙虚な気持ちになつて、なぜこういうふうなことになるのだらうかというところを、そうしてまた国民の意思はどこにあるのだらうと国民の心の中に入るようなそういう政治をしてもらいたい。国民の心の底をくみ取るような、そうして国民が満足するような政治をしてもらいたいと思うのでございますけれども、ほんとうのことをおっしゃって下さい。

○国務大臣(鳩山一郎君) ほんとうのことを言っているのです。実際その心から戦争国民を作るような気持は毛頭ありませんし、私は教育の理想とするところは、ほんとうの民主主義国家の国民として、適格なる国民を作りたいと思つておるのではありません。民主主義というものは、とにかく人間の人格の尊厳を尊重するとか、人間の自由を尊重するとかいうことは基本なのでありますから、そういうようなことを、そういう教育をやりたいというので、命令服従の教育を作りたいというふうな考えは毛頭ないのです。

○安部キミ子君 それじゃちよつと簡単に。大臣はこの法案が完全無欠ない法案だといふふうな考へておられますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 完全無欠といふことは、これはなかなかむずかしいことでは、これはなかなかむずかしいことでは、とにかく民主主義国民を作るのに、一歩進んだ法案だと思つております。

○安部キミ子君 そうしましたら大臣どうでしょうかね、大臣はそういうふうな考へ方でおられても、国民はこのように多数の人が反対だ、大臣はそういうふうな言つておられても、うそだとす。そこでそういう人たちと一べん話し合つてお互いが理解できる程度に話し合いの場を作ると、もつと具体的に言えば、もう一度中央教育審議会にでもかけて答申を求めようという考へえはございせんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) これは国民全体と相談をしてきめるということは事実上不可能ですから、国会でもつてきめてもらうより仕方がないと思つております。

○安部キミ子君 ところが多数を取つておられる自由民主党さんは、これがいろいろな立場でいいとおっしゃつても国民の皆さんはこのようない、しかも専門家の立場でこのようにいけないと

こういうふうに出ているのですが、どうですかこれは、この事実を一体無視されるのですか、大臣にお尋ねします。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は国民の意向は無視できないと思つてます。やはり国民に意見があれば、それらを尊重に考慮に加えて決定すべきものと思つてます。

○安部キミ子君 それじゃ考慮とおっしゃるが、大臣はどういうように考慮なさいますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 国会の多数でもつてきめていくより仕方はないでしょう、結論は……。

○安部キミ子君 国会の多数とおっしゃいまして、その国会の多数が国民には信頼されていないわけなんです。よ。『そんなことはない』『その通り』と叫ぶ者あり』だからこのように『そんなことはない』『おかしいよ』と叫ぶ者あり』いえ、そうです。信頼されていないからこれを……、『穏やかにしろ』『静かにしろ』と叫ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員長(加賀山之雄君) お静かにどうぞ。

○安部キミ子君 私はそう思います。が、大臣はそれで国会のいわば多数決の力によつて通す、多数決の力によつて通すという考へえなんです。最後まで……。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私はこの法案は民主主義を發展させるのに必要なものだと思つておるのではありません。通したいと思つております。

○安部キミ子君 私は大臣がそういうふうな同じような御答弁じゃ、もう五時間やっても十時間やっても同じだと思ひますので、もう少し大臣、ほんとに冷静な立場ではかの方々が書かれた原稿を讀んで御答弁なさるような態度でなくて、日本の将来というものを静かに考へてもらつて、もう一度今度の機会に大臣に御質問したいと思ひますので、一応私の質問は打ち切ります。

○秋山長造君 私は戦後の教育はたまたま総理がおっしゃつたように個人の価値、あるいは人格の尊厳の確立、こういうことを理想としておると思つて、そうしてすべての教育立法にしても、あるいは教育制度にしても、この目的のもとに今日までつちかわれてきていと思ひますが、総理の御見解をお伺いします。

○国務大臣(鳩山一郎君) 秋山君の言われる通りに、私は個人の人格の尊厳を尊重するような諸制度が作られていくことは必要だと思ひます。

○秋山長造君 戦後教育の方針がこういうことになったことについては、いろいろ私は理由があると思つては、けれども、最大の理由はやはりあの大きな戦争の犠牲とそうしてその戦争に対する深刻な反省に出發している。こう考へるのですが、その点総理の御見解を承わりたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) ああいう戦争を始めたとか、ああいう戦争を再びしないとかいうようなことに對して反省すべきことは当然だと思ひます。

○秋山長造君 総理大臣は戦後の教育については、私の申し上げることも総理大臣のお気持も全く一致しているように承承るのですけれども、しからばこの戦前の教育について総理大臣はどういう御所見を持っておられるか、あるいはまたどういふ反省をしておられるか、この点をお伺いしたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は民主主義というものがどういふものだということを、子供のうちから理解させていく必要があると考へております。

○秋山長造君 つまり戦前の教育においてはそういう点がよろそかになつておつたとお考へになるかどうかというところを御質問してらるんです。

○国務大臣(鳩山一郎君) 戦前におきましては民主主義ではなく、主権が国民にあつたわけではないのでありまして、君主政治であつた。そうして一身を犠牲にする、こういうことに主眼を置いて教育をしてきた。これからは自分自身というものは尊いものだとい

うことを教えていく必要があると思
います。そこが違ふと思ひます。

○秋山長造君 まあ、大体総理大臣の
お考えの一端はわかります。で、義務
教育は明治の初年から始まりまして、
終戦に至るまでの日本の教育、特に義
務教育はこれはずうと一貫して中央
政府の強い統制のもとにあったと思
うんです。言葉をかえていえば、いわゆ
る官僚統制に一手に握られてきたと思
う。それがあの満洲事変からずうと
支那事変、そして太平洋戦争という
あの過程において日本の軍国主義化の
上に大きな力を發揮した。で、言葉
をかえていいますならば、この明治以來
の、どういいますか、今総理のお言葉
のように国家主義といひますか、国家
至上主義の教育がやはりあの戦争にま
で突入するに至った日本の軍国主義を
支える大きな柱になっておった。その
冷徹な歴史的な事実に対するお互いの
深刻な反省から出発して、戦後の個人
の価値とか、人格の尊厳ということと
中心にして教育していかなければなら
ぬのだという考え方になった、私はこ
のように考えているのですが、総理は
どうお考えになっておりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) あなたの
おっしゃる通りの考え方をしております。

○秋山長造君 ところが今問題になっ
ているいわゆる教育委員会法案にして
も、あるいは今衆議院でやっている教
科書法案にしても、これを買っている
一つの大きな特色は、戦後個人の価値
とか、人格の尊厳というものを大目的
にしてやってきた教育の中に、再び国
家とか、国とかいふようなもの、さら
に卑俗な言葉でいえば、国家統制ある

いは官僚統制というふうなものが、こ
れはずうと一貫して頭をもたげてき
ている、こういう印象が非常に強いん
です。これは私が申し上げるばかりで
はない。先ほど安部委員からも、る
申し上げましたように、今日日本の教
育、学術、文化、こういうものを現実
にになっておられる第一線の学者にし
ても、あるいは教育家、文化人、ある
いは新聞、放送、こういうふうな例の
人たちがこぞつてこの点を指摘して、
うし政府の反省を求めておられるん
です。この事実をどのようにお考えに
なりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 自分の人格
の尊厳を考へるということが、民主主
義の要諦であるということが、根拠ではあ
りますが、この自分の人格の尊厳を尊
重するというのは、同時に他人の人格
の尊厳を尊重するということも含まれ
ていふのであります。これを誤解しま
して、自分の人格の尊厳を尊重する民
主主義になると、自分が主権者になっ
たというので、自分のためなら何事
をしてもいいというふうな考え方が生
じるというところは、あまり国家として
は喜ばしくないものであつて、ほんとう
の民主主義といふものは、お互いに人
格を尊重し合うということが必要で、
自分のことのみならず、他人のこと
も考へるということが必要だ、そこにや
はり一応の考へを持たなくちゃならな
いというのが根拠だと私は思ふので
す。そういう意味で国のことも、同士
のことも考へるということをは忘れては
ならないという意味のことは、私は教
育する必要はあろうとは思ひます。

○秋山長造君 その点も私の質問と
ちよつと的がはずれておるのです。今

おっしゃるようなことは、これは個人の
価値と人格の尊厳という戦後の教育の
根本方針の中に当然含まれておること
なんです。自分の人格を尊重すること
時に他人の人格を尊重するのと同じ
ないというふうなことは、これはわざ
わざ大学の総長から教わらんでも、お
互いに常識で考へてもわかることなん
です。で、今私が御質問していること
はそういうことではなくして、せつか
く、かつての国家至上主義の教育、さ
らに制度の上に現われては官僚の手に
一手に握られておった官僚色の非常に
強い中央集権的な教育制度といふもの
が、戦後のこの自由と民主主義を建前
にした制度に切りかわつておったの
に、今回の、この今問題にしておる法
案あるいは教科書法案等を通じて、再
び国家統制あるいは中央集権、ある
いは官僚統制といういきさつかけになる
ような点がずうと一貫して現われてき
ておる。これが非常に危険じゃないか。
現に全国の学者あるいは文化人、教育
者すべてがこぞつてそういう深刻な心
配を、憂慮を表明しておるのです。だ
からその点について総理大臣は御反省
にならないかどうかということをお聞
きしておるのです。

○国務大臣(鳩山一郎君) 秋山君の言
われる中央集権とか、教育の国家統制
とか、あるいは官僚の統制ということ
は私は望んでおりません。今度の法律
もそういうことを目的としてはおらな
いのであります。

○秋山長造君 目的としておらないと
いうことをおっしゃるけれども、この
法案を総理大臣はこへおいでになる
前に目を通しになったのですかと
うか、その点ちよつとお伺ひいたし

ます。
○国務大臣(鳩山一郎君) 閣議で決定
いたしますときには目を通さざるを得
ません。

○秋山長造君 じゃよくお読みになつ
ておるわけですね。よくお読みになつ
ておれば、ただいまのような御答弁は
出ないのじゃないかと思う。これは総
理大臣が何と言われようとも、文部大
臣が何と説明をされようとも、これだ
け天下の有識者が非常な危険性があ
る、戦前の国家統制に逆転する危険性
があるということ、こぞつて指摘を
しておるからには、まあ総理大臣も目
を通されたといつても、どの程度目
を、目をあけてはつきりつかれる判こ
もあるし、目をつぶつてつかれる判こ
もあるわけですからその点の御反省
を、これはさつぱらばらんない気持で一
つ反省をなさる必要があるのじゃない
か、なさるお気持はないかと、これは
重ねてお伺ひいたします。

○国務大臣(鳩山一郎君) この法律案
は中央政府が権力統制をしようとする
ものと考えて出したものではないので
すが、どういふ点がそういうことにな
るのでしょうか。

○秋山長造君 その点について詳しく
お説明をいたしますと、私の方の時間
がなくなつてしまふので、この点はた
とえば公選制云々の問題でございま
したが、公選制に対しても今度任命制に
切りかえるわけでしょう、今一方では
内政省といふものが作られることにな
つてゐる。今のところは教育関係は
内政省へは包含してないけれども、
戦前鳩山さんが文部大臣をしておられ
たころはどうですか、教育の責任は一

応は文部省ということになっておりま
すけれども、しかし実際に地方におい
て教員に号令をかける責任者というも
のは全部内務官吏、高文を通じてまだ
二、三年しかたつていない県庁におけ
る課長のなりたてがまず学務課長に
なつて、二十年も三十年も教育のため
に献身してきた年のいった校長先生に
対して、頭から号令をかけておつた。
そういうやり方はこれはいいとお考え
にならないと思ひます。ところが今度
内政省を作つて、一方では憲法改正云
云といふことで知事の公選制を再検討
をする、いづれは選任方法は變えて任
命制とか何かになさるのでしょう。そ
うなると結局今そんなことはないと
おっしゃるけれども、ゆくゆくはやは
り地方の教育行政といふものを、また
昔と同じように官僚の手にいろいろな
面から握られていくということこれは
火を見るより明らかであります。そ
ういふ少くともきつかけを今回の任命
制が作るものだということを私も
おそれる。またさらに地方の教育委員
会に対する文部大臣の措置要求権とい
うような強力な権限が今度うたわれて
おる、あるいはまた、府県の教育長も
任命は文部大臣の承認のない限りはで
きない。これはもう口で言へば簡単で
すけれどもその含んでおるところの実
質的な意義といふものは、まことにこ
れは重大なものです、重大な権限で
す、問題は、この一点だけでも文部大
臣は地方教育といふものは自由自在に
やれる、そういう点をござらんになった
ときにお気づきにならないかどう
かお伺ひしたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 中央政府が
権力の統制をしようという考え方で、

そういう規定を設けたのではございませぬ。

○秋山長造君 私は鳩山さん個人が今どういうお気持ちでおられるかということよりも、少くともこれを突破口にしてそして権力支配を、国家統制をやろうとすればできないことはないという一つの糸口になるということをおそれるのです。これは鳩山さんはおやりにならぬとおっしゃればおやりにならぬと承わるよりしやうがないけれども、もう少し考え方の変わった人たちが出てきてこれを利用してやろうとすれば、これはできないことじやない。だから制度はやっぱかりに雇用しようとしても、雇用できないという保障が制度の中になければ、これは民主的な制度とは私は言えないと思うのです。その点いかがですか、総理大臣の率直なお気持ちでいいですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は先刻申した通りの考え方で、中央政府が権力統制をしようという気分を持って、この法案を出したのではないです。それ以外に申し上げることはできません。○秋山長造君 これはもうしつこくは聞きません、時間の関係で。これはやはり鳩山総理のように長年政治家としての生涯を送ってこられていろいろなことを経験されておるんです。だから私の申し上げておることは、これはもう総理御自身の御体験として、御体験から割り出して十分おわかりいただけたらと思う。これは総理大臣が早い話が、あの昭和七、八年当時文部大臣をしておられたあの当時だつて、当時の文部大臣としては日本の教育を軍国主義へ持ってゆくというお気持はなかったらどう思う。しかしそれは鳩山さん

個人の心がまえとしての問題にすぎない。やはり当時行われておった日本の教育というものは好むと好まざるにかかわらず、今結果的に見れば、歴史的に見れば、やはり日本のあの太平洋戦争にまで突入したあの非常な誤った軍国主義、超国家主義、こういうものを支えた最大の柱だったということ、最初にもお認めになっておる。その点を私はお尋ねしておるんです。たとえばそんなことで私算委員会でも総理に御質問したんですが、自衛隊がもう二十何万に陸海空を合せばなつてきておる、ほとんど満州事変当時の兵力です、頭数だけ。しかも、その中で文民優位の原則がくずれつつある。これを今のうちに何とか慎重に考えておかなければいかんじやないかと言いますと、今は昔と違って統帥権は独立していない、議院内閣制だ、そういう心配はありませんか、簡単に申し上げます。けれどもわれわれは総理大臣がそのおっしゃったからといって、それで安心して引き下るわけにはいかない。いろいろな事実を私どもは聞いたり見たりしておるんです。だから今鳩山さんは日本を軍国主義に持つていくつもりはない、国家主義に返すつもりはない、あるいは文民優位の原則をくずすつもりはない、こういうふうにおっしゃっておつても、今のようならやうなとすれば国家統制をやるやうな、やり得るやうな、きつかけを与えるやうな立法をあれこれやられてゆきますならば、それが必ずや他日、小さい流れがやがては洋々たる大河を合流してゆきますように、非常に国全体を誤った方向に、われわれがかつてなめたあの非常に深刻な大きな犠牲の道へ

再び引き戻されるやうなおそれがあるんじゃないか、こういう立場から私は御質問をしておるわけです。総理の御見解をお伺いしたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は秋山さん少し心配し過ぎておると思うんです。文民優位の原則がくずれたり、日本が再び軍国主義になつたりするやうなことはこの間の戦争の結果考えられないんです、私は。

○秋山長造君 その点は心配し過ぎておるんじゃないかと思うんです、総理大臣があまり楽観し過ぎておるんです。言葉をかえていえば無責任過ぎるんです。あなたが今また種をわれわれが刈り取らなくちゃならぬ。早い話が先般あの日本文化放送で十四日ですか、あのいわゆるA級戦犯の言葉という放送があった、総理がお聞きになつたかどうか知りませんが、そういう放送があった、そのときにあの出てきた当時の指導者荒木大將とか、あるいは橋本欣五郎とかその他の人たちの言葉が放送されたんです、これはもう非常に世論を沸騰させておる放送だった。これらの人たちが、あるいはさらにいわゆる戦争責任者というワクに入られておつたやうな人たちが、今日あちこちで言つたり、なさつたりしておることを、じつと静かに見ておりますときに、私個人的にはもちろん同情を惜しむものではないと思いません。これは長い間果敢へ入つて苦勞された、それは個人的には私も同情を惜しむものではございませぬけれども、そういう個人的な感情は別問題です。そういう人たちの言つたりされたりしておることをじつと見ておることは、あれだけの大戰

争、国民をあれだけ苦しめた、国民に大きな犠牲をこうむらせたところの大戦争に對して、たつた一口の反省の言葉も聞けない。当時の責任者として国民に對するたつた一言のおわびの言葉も聞けないんです。そのみか、むしろ逆にしたたかになつて、そうして再び復讐戦争でもやりかねないやうな大風呂敷を広げておられる、これはもうほとんど例外なしです。そうしてそこに坐つておられる文教の最高責任者も、またそれに全く腹の底から共鳴するような御発言をあれこれしておられるのです。『そうそう。』『その通りだ。』『新聞に出てゐる。』と呼ぶ者あり。『そういう無反省な社会風潮に對して、総理大臣はどのようなお感じをお持ちになれるか。またそういう人たちが大率して自民党に入黨してくるというやうなことがありたいと思ふならば、それが総理大臣として、鳩山総裁として好ましいこととお考えになるかどうか、率直な御感想をお伺いしたい。』

○国務大臣(鳩山一郎君) 現在の日本の政治体制から考えまして、昔のやうな国家主義、軍国主義が復活するとは、私はほんとうに考えていないのです。また、復活しないやうにわれわれは協力して守つていかなくちゃならぬと思ひます。

○秋山長造君 相変わらず私が御質問しておることに的を合せた御答弁がないのですが、私は今申し上げたやうな風潮といひますか、この傾向といひますか、これは非常に危険だと、遺憾なことだと思ふのですが、総理大臣はそうお考えになりませんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私はそういうふうな傾向に持つていつてはならないと思ひ、そういうものはないと確信をしております。

○秋山長造君 ではそういう人たちがさつき申し上げたやうな無反省な発言をされることもよくない、また、そういう人たちが言つたりしたりしているやうな方向には日本を持つていきたくない、こういうお考えですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) その通りに考えます。

○秋山長造君 ところがですね、こういう風潮とうらはらのやうな関係で、いろいろなことが行われておるのです。この間も四月の十三日に宝塚劇場で憲法改正の歌の発表会というものを行われたやうです。そのときの話もいろいろ聞いておりますが、その前に昨夜とていうのが音羽御殿で行われたやうに承わ、四月十日に。そのときに鳩山総理大臣があつたか、讃美歌でも歌われるやうな声で憲法改正の歌をお歌いになつておつたことを録音放送で私ちょっと小耳にはさんだ。それについてのとやかくの批判は差し控えます。これは総理大臣といへども一人に返られた場合には、それは浪花節をお歌いにならうとも謡をうなられやうとも、それは御勝手です。そんなことまで私は干渉しようとは思ひません。しかしながら総理大臣が、中曾根康弘氏の言葉をもつてすれば、全く涙に声がつまつてあの歌の一番を歌ひ終つたら二番が續かなかつた、戦争に負けてくやしいかなとおつたやうなことを、中曾根康弘氏が宝塚の劇場で発表されておる。ああいう一連の出来事をじつとわれわれが見たり聞いたりしておりますと、もう憲法改正もくそも何

もありやせん、もう九十九条というのはどうの昔にどつかに吹っ飛んじやうておる。だからとにかく先ほど職犯の方々の無責任な放言の御感想を求めましたが、総理大臣はそういう傾向は好ましくない、それからそういう人たちの考へておる方向には持っていきたい、あくまで民主主義の方向に持っていくのだとおっしゃっておる。おっしゃる総理大臣自身があたかも讃美歌のようなつもりで、あの愛国行進曲まがいのような歌を歌っておられるのでありますから、これはわれわれとして単なる一人の言行として聞き捨てるわけにはいかないのです。一体憲法改正の問題について、またああいふ形において総理大臣の日本国憲法に対する感情なり、あるいはお考えなりが国民の前にさらけ出されることについて、それをけつこうなごときとお考へになつておるのかどうか、その点について総理大臣の率直な一つお言葉を承りたいと思ふのです。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は憲法改正は必要だと考へておりますので、憲法改正の必要性が国民の間に徹底することをこい願つております。

○秋山長造君 結局、総理大臣はあらゆる機会に憲法改正ということは自分の政策として持つておるけれども、しかし現憲法が現存する限りにおいては九十九条を待つまでもなく、憲法はあくまでも尊重し、そうして擁護していくつもりだということをおっしゃつておるのですが、どうもそういうお言葉と、そうして今涙を流して歌を合唱しておられる御態度とは、どうもこれはわれわれから見ても一致しない、国民から見ても何かちぐはぐなような一致

しない感じを持つと思ふのであります。だからもう少し憲法改正という問題については、これは政治的信念として持つておられるのはやむを得ませぬ。やむを得ないけれども、この憲法問題を取り扱われる場合には、もう少し一國の総理大臣として慎重なまじめな態度をもつてやつていただきたいと思ふ。その点どうお考へになりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 現在の憲法を尊重しないわけには参りません。

○秋山長造君 これは(飛躍し過ぎるじゃないか。と呼ぶ者あり)待つて下さい、飛躍していません。われわれは從來警察法あるいは自衛隊法、こういうものが国会に提案されるたびに、ただいまの教育法案について御質問しておるような同じような心配をしてきたのです。しかもそういう心配はないのだというところで強行されてきたのだといけれども、結果的に見れば、やはりわれわれの心配の方向に一步なり二歩なりとに進みつつあるという事実を認めないわけにはいかない。しかも今度の国会においても、この法案だけについて議論することはできない。この法案と並行して、あるいは小選挙区法案であるとか、あるいはその他いろいろの党利党略法案は私はこれは問題外です。いろいろな危険な芽ばえをはらんでおるような法案があちこちに出て来ておる。そういうものを総合的に考へる場合に、今回のこの教育法案も、単に教育委員会制度をあちこちいじくるといふことだけではなくて、やはり終戦以来私どもがお互い非常な犠牲を払つてやつてきた日本の民主主義的な制度、民主主義的なもの考へ方、こ

ういうものをまた再びかつてのようないやまたつた方向に逆転させつつあるのじゃないか、そういうおそれがあるのじゃないか。もっと率直に言えば、この教育法案などもやはり憲法改正をねらつて、そういう教育の、やがてはこれはもうだれはばかるところなく中央集権、官僚統制、国家統制に持つていくんじゃないか、こういう危惧の念を、これは持つたと言われても、これはもうわれわれの経験からして持たざるを得ないのです。私はこういうことは、何とか総理大臣も一つさつぐばらんに考へ直していただきたいと思ふ。これは全く昭和八年の鳩山さんの京大事件と同じことです。形は違ふけれども、歴史上に占める意味というものは京大事件と同じことだと私は思ふ。そういうことを鳩山さんの政治的生涯の最後に再び繰り返されるということ、私は決してやらるべき道じゃないと思ふ。それについての率直な御感想をお伺いしたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私はあなたのおっしゃるような国家主義、軍国主義の復活なんということは考へておりませんから、先刻申しした通りで答弁のしようがないと思ひます。ただ、いまは憲法改正についてのお話がありましたが、教育法案と憲法改正とは関連のないことは言うまでもないことでありまして、憲法改正と関連して教育法案を出したわけではございません。

○秋山長造君 関連して出したつもりはないとおっしゃつても、歴史的に見た場合、結果的にはこれはもう十分関連した問題なんです。これはもうタケノコがあつちこちに生えに生えと頭を出しても、地下を掘れば全部が

じがらめにつながつておるのです。これと同じことだと私は思ふ。で、幾らこの点についてはわれわれがほんとうに腹の底からの心配をぶつつけてみて、総理大臣は簡単にそういうつもりはない、そんな心配はないとおっしゃるのであれば、総理大臣はほんとうに日本の今後のことを考へられて、責任を持つて、そういう方向へ日本を持つていかないというだけの責任感を持つて御答弁になつておるのかどうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) もちろんです。教育関係の諸法案が民主主義体制に反するということは絶対に考へておりません。

○秋山長造君 重ねてお伺いします。が、先ほど安部委員から繰り返しお尋ねのあったように、しかしそれにしても、これだけやはり教育、學術の現実の担当者非常な心配をし、そうして政府に対して反省を求めておるこの法案について、これをあくまでそれにほおかりで、そうして原案一本で参議院をも突破しよう、こう言われることは、私は先ほど来の鳩山総理大臣のお言葉から比較対照してみまして、あまりにも矛盾した、やはり無反省な態度じゃないかというように思へて仕方がないのですが、もう少し何か考へ直す余地はございませんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は幾度も申します通り、このたびの教育法案が民主主義の体制に反するとは思つていないのであります。

○秋山長造君 総理大臣はせんだつての内閣委員会と文教委員会との連合審査会のときに、臨時教育制度審議会の法案についての審議のときに出席を

れまして、そしてわれわれからの質問に答へて、この問題について誤解があるといけないから、學者の人たちあるいは大学総長の人たち、こういう人たちと一つ会つて、そして十分意見も聞き、話し合つてみたいというようなことをおっしゃつたことを記憶しておるのです。このお言葉は私どもぜひ実行していただきたいということを當時言つておつたんですけれども、そういうことをおやりに一回でもなつたのかどうか。また、あのときには、私の質問したのに答へられて、自分は新聞もラジオも読まも聞きもしないからおっしゃつたんです。で、その後は一体この問題についての世論の動向あるいは新聞、雑誌等の論調、こういうものについて目をお通しになつたかどうか、耳をおかしになつたかどうか、その点もあわせてお伺いしたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 大学の諸先生の意見を聞くことの必要なことは私も現在でも認めております。文部大臣は適当にこれらの人々と協議をしておることを私は思つております。

○秋山長造君 これは文部大臣にお尋ねしておるのではないのです。文部大臣は先ほど私が申し上げたようなお考へをもつてやつておられるのですから、これはまた別な機会に十分文部大臣のお考へを心いくまで聞かしていただきたいと思つておる。で、私が今御質問しておるのは、総理大臣として特に鳩山総理は、これはもの本に書かれるくらい教育的な家庭に育つた方なんです。しかもかつては文部大臣として日本の文部行政を現実に担当された

こともおありになる。また、今日におきまして教育の重要性というものは大いにお認めになっておられるお言葉を承わっております。だから総理大臣に聞いておられるのです。文部大臣のレベルにおいて話合つてくれと言つておられるのではない。総理大臣のレベルにおいて話合つてくれと言つておられるのです。総理大臣もそうしたいと、こうおっしゃつておられるのです。総理大臣は今も会つて話したいということをおっしゃつておられるのですけれども、会いたい、会いたいと言つておられるうちに、これは済んでしまふ。あとから会つていただいても何にもならぬのですが、まだ幸いに参議院もきょうから手をかけたばかりですから、今からでもおそくはない。どうか一つそういう機会をお持ちになつて、もう一度、国会運営のかけ引きとか何とかいうことを別問題にして、一つその道の専門家、権威の人たちと十分とつくりとお話し合ひになるおつもりはないかどうか、お伺いしたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は思ったより忙しい商売でして、(笑聲)なかなか人と会う時間がありません。優秀なる文部大臣ですから、この文部大臣が私よりも優秀ですから、それですから文部大臣がいろいろの必要な人と面話いたしまして、適當なる考えを作つてもらえば、それでけっこうだと考えております。

○秋山長造君 その点は言葉を返すようでありまされども、この前の連合審査会のときでも、さつきも総理大臣はそういう人たちに会つてさつきばらんに話したいということをおっしゃつた。じゃ、いつ会うのかと言うと、今度は文部大臣にまかしてあると、これはやっぱりこの問題は、この法案の直接の担当者は文部大臣です。これはもう私も十分認めております。だからこまかい点は文部大臣にこれからとつくり質問をしてお考えをお伺いしたいと思つておられるのですけれども、しかし教育の問題はただ担当大臣、文部大臣なり文部省にまかせきりにして置いていい問題じゃないのですから、総理大臣自身もそういうお気持ちだから、一つ総理大臣の手元でこういう問題を、もう少し真剣に取り組んで話したいな、あるいは考え直すなりしていただきたいというのを言つておられるのです。そういうお考えはありませんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいまのところお約束はちょっとできかねます。

【矢嶋三義君発言の許可を求む】

○委員(加賀山之雄君) 総理大臣出席のお約束の時間は過ぎたわけですが、質問は質問に入られるわけですか。

○矢嶋三義君 ええ。

○委員(加賀山之雄君) これはお諮りしなければならぬのですが、途中で時間が切れて……、総理大臣は一時までに出席なさらないければならぬところでございまして、その間にやはり多少の時間は要りましようし、そうなる質問が途中で切れたりしても困ると思ひます。いかにお考えですか。それでもよろしいのですか。

○矢嶋三義君 私は質問通告をしていられるわけでは、委員長そのおつもりですと委員長会を……。

○委員(加賀山之雄君) いや、本日としてはそういうお約束でこちらへ総

理大臣に出席してもらつたのですから、それは初めから私、申し上げた。十二時半というふうにはつきりとお約束したからには、約束した通り委員会としてもした方がいと思ふ。ですからこれで総理大臣は退席してもらおうと思ひます。そのかわり私はまだいふ質問も重大問題について残つておりますので、委員長において善処し、またあらためて総理大臣の御出席を願わなきやならぬ場合も考えなくちゃならないと考えております。

○矢嶋三義君 議事進行について、私は冒頭に申し上げましたように、こういう重要法律案は総理への総括質問から始めなければ、これは次の文部大臣の質疑を私はできません。従つてきょう総理が御都合で質疑を受けられないとすれば、明日総理に御出席願つて質疑を受けていただきたい。それではないと、次の問題の質疑は行えませんが、

○委員(加賀山之雄君) 委員長から申し上げます。理事会においてはそういう話になっておりません。

○矢嶋三義君 私はそういうふうには了承していません。委員の質疑権を押しつけるのはおかしいですな。

○委員(加賀山之雄君) 質疑権を押しつけるではありません。

○吉田萬次君 議事進行に關して。きょうの理事会において、大体これは皆さんの御了承を得たことと存じます。従つて私は委員長のただいまの御発言は當然だと考えます。どうぞそのように御進捗を願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 今理事会でそういうこときまつたような、御了承いただいたよ

うに思ふというお話しでしたけれども、私も私としてはこれはあとで委員長にもお願いに行つたし、けさも申し上げましたように、これで終つたとか、こういう事態を了承しておるというわけではありませんから、その点は委員長において一つ明確にしておいていただきたいと思ひます。

○委員(加賀山之雄君) 非常に明確にしてございませう。ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員(加賀山之雄君) 速記を始めて。

○秋山長造君 ちよつと資料の提出要求があります。四月十四日の文化放送、マイクの広場、A級戦犯の録音放送のうち、清瀬文相の発言内容、これは一つ資料にして御提出をお願いしたい。

○委員(加賀山之雄君) 委員長からそれではちよつと申し上げますが、文部省の意向といたしましては、これは文部省の企てでもなく、文部省の催しでもない。従つて文部省として責任をもちその資料を出せと言われても文部省としては、これは他人の扱つた資料でございまして、責任は持てないと言つております。従ひまして、ただいま言われました秋山君の要求されたことは他の責任箇所……、これを調べまして、そうしてこれがこちらとして提出の要求というか、できるかどうかかわかりませんが、御希望に沿うように向うと折衝してみたいと思ひます。

○湯山勇君 速記は要りません

○委員(加賀山之雄君) それでは

ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員(加賀山之雄君) 速記始めて。

それではこれで休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後二時三十分開会

○委員(加賀山之雄君) それでは午前に引き続きまして文教委員会を開会いたします。

○竹下豊次君 ただいま議題になっております法案、それから教科書法案、いずれも世論の中心になっておると思ふのでありますが、私も見ますところ賛成論、反対論かなり深刻に論争されております。新聞等で見ますと、いふと、かなり反対の氣勢が上つておるようでありまされども、私などといひましては、それを必ずしも世論だといふふうには思つておりません。原案そのまゝ賛成でなくとも、あるいはその一部分には修正の箇所があるらしいといふふうな考への人々もありまされども、大体この案は適當であるといふふうな思つておられるのであります。ある人は今度の案は民主主義の教育の方向に逆行するものであると言つてまづこころ非難を浴びせておりますが、またこれに對抗いたしまして必ずしもそうと思へない、この程度のことは決して民主主義の教育に沿わないゆゑんではないといふような支持者も相當にあるように感じております。かようなことを一々私の意見を申しておられますし、本日はそういう意

議題になつておる法案につきましていろいろな問題がある、疑問の点があるわけでありますが、世論でもって一番大きく取り上げられておるのは、現在行われておる教育委員の選挙制度を廃止して、そうして任命による委員をこしらえるという問題であります。これが大きく取り上げられて、それは非

民主主義の方向もはなだしいものであるという非難が盛んに浴びせられておるのでありますが、私は必ずしもそうとは思わない。その議論は少し飛躍し過ぎておる議論であるというふうに考えておるのでありますが、それを深く論ずることは遠慮いたしまして、ただ一、二お尋ねいたしたい点は、この前大臣が提案理由の説明をなさいましたので、私拝聴いたしました。その際に選挙を廃止して任命制度にするという問題についてあまり詳しい御説明がなかったようであります。で、その点は非常に大事な問題でありますので、お伺いしたいと思うのであります。が、大臣のお考えでは現行の選挙制に弊害があると思うから、任命制に変えるんだというお考えなのであります。うか、それとも弊害というものは認めないけれども、首長指名の方がよりよき制度であると思うから改めるのであるというふうにお考えになるのであります。うか、それとも地方の財政が苦

○竹下豊次君　その問題は、そのくらいにいたしまして、現在の教育委員会の選挙の状況を承わりたいのですが、地方によっても違うことでありまじょうけれども、大体教育委員の選挙の際の投票率というものは、どのくらいになつておりますか。

○政府委員（緒方信一君）　第一回の選挙が二十三年の十月に行われたのでございしますが、そのときは五六・五%でございします。第二回二十五年十一月の選挙におきましては五二・八%、第三回の二十七年十月の選挙におきましては六一%、かような投票率でございします。

○竹下豊次君　それが平均でしようが、いいところとどのくらい、よく悪いところとどのくらいになつておるか、何か調べがありますか。

○政府委員（緒方信一君）　最高、最低は今ここに持つておりませんが、二十七年の、一番最近の選挙におきまする無投票団体数の調べがあるのでございしますが、府県におきまして二十六中五、市におきまして三百三十三、町村九千六百五十五中四千八百十九、これだけが無投票の団体数でございします。ちよつと今最高、最低の率を持ち合せませんので、調べまして御報告申し上げます。

○竹下豊次君　次に移りまして、これはどうせ逐条の審議があるだろうと思つておりますけれども、大事な問題でありますから、きょうお尋ねしたいと思ひます。第十六条の二項に「都道府に置かれる教育委員会は、文部大臣の承認を得て、教育長を任命する。」と、こういう規定があります。これについて、どうも相當に強い反対意見があるよう

あります。結局反対意見の理由としていろいろありましようけれども、こういうことにすると、文部大臣が専横になつて、干渉的なものは政

党のバックを受けて、その利益のためにとかいうようなことでもからまつて、不適当な結果を生ずるというやうなことが起る可能性が十分にあるというの、反対のおもな理由であると思ふのであります。私も心配すれば、なるほどそういうことも考えられないことではないと思つておるのであります。文部大臣その点はいかがでございましょうか。非常に強い反対のあるということは、もう御存じでありましようが、何とかこの問題を適当に処置していつたらよからうということ、現在のところお考えございませんでし

うか。
○国務大臣(清瀬一郎君) 承認と申しますのは、一応おきめ願つたことを認めるわけなんです。こちらの方から人を指定するわけでもなく、また持つておいでになつたものをしばしば拒否するといふ考えではございせん。
「いつまで大臣をやっているのだ」と呼ぶ者あり。今の国立大学の学長とか、あるいは総長も承認して任命いたしておるのです。それがために、しかし東京大学なり、京都大学にわれわれが自治を侵害したということも起つておりませんで。日本の全国の教育の水準を保つといふようなことから、今のやうな文部省は文部省、府県委員会は府県委員会、町村委員会は町村委員会と、横に三つに切つてしまつて何か連絡がないといふこともいひがたうか、おきめ願つたらお見せを乞うて、そうしてこれに承認を与えていく

といったようなことが相互の連関関係をつつていひのじやないか、こういう考え方でよろしいのであります。

○竹下豊次君 お考えの点はわかるのであります。これはしかし心配すれば、先ほど私が申しましたように心配が残る問題だと思ひます。先ほど心配の、いつまで大臣をあなたたはしていつてもいいやうなお声も出るやうなこともまああるわけでありまして、大臣御自身のお考えは私ほんとうにりつぱにさういふふうにお考えだろ

うと思つておりますけれども、何らかの方法があるものでしたならば、もう少し人に安心させるやうな法律も作り得ないものであらうかと、私今ここでどういふ法律かといふことを具体案を持つていひるわけでもございせんけれども、何かあまりに世論が相當に強いものですか、大臣の方で考えがあるわけはないかと思つてお伺ひしているわけなんです。これと似通つた問題で五十二条でしたか、五十二条の第一項に「又は著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものがある」と認めるときは、当該地方公共団体の長又は教育委員会に対し、その事務の管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。」「この規定もありません。著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているもの。これは大臣が認めるということになつておりますが、これが実際に問題が混乱していくやうなことがあるのじやないか、こういうことにつきましても、かりに大臣の独断でおやりにならない方が無難であるといふ

ならば、一つの諮問機関みたいなものでもお作りになつて先ほどからお尋ねしてあります問題も、その諮問委員

会あたりで取り扱うといふやうなことも一つの方法じやないか、かやうに思つておるわけでありまして、あまりに近ごろ政党的力が強くなりまして、大臣がまじめな考えを持つておられて、政党的のうしろの方から押えられて、思ふ通りいかないといふ場面も起りがちの近ごろの情勢になつておるやうに思ひますから、できるだけやはり念を入れた方策をとるといふことも考えていひのじやないか、さういふふうにも思ひます。いかにがなものでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) このことも非常に重要なことでございまして、まあ法令に違反しておれば違法行為です。ね、まあ違法行為をそのまゝにしておくわけにはいかぬ。これは是正しなきゃならぬ。その次のこともこれ二つ続けて讀んでいただきたいのです。著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害して、「教育本来の目的」といふ第一に教育基本法です。ですから教育本来の目的達成を阻害するといふのは、やはりこれは違法行為なんです。ね。さういふものがある場合にどうしたらいいだらう、非常にまれなことでありまして、教育界に違法行為が起つたり、教育基本法を無視して非常に悪い教育をするといふことはまれなことではございませうけれども、起つたらどうするかといふことを考えまして、この案では同条の第四項に、文部大臣が総理大臣に協議をしてその是正の道をはかる……、結局最後の責任は

国の最高機関である皆様方、国会に対して負うわけなんです。そのまあ機構で、今の日本の制度で違法行為をどう

か、こゝにして是正したらいいのじやないか、さういふ案でございまして。同様の考案は今度地方自治法にも入れておるやうなわけでもございまして。十分御審議をお願いしたいと思います。

○竹下豊次君 この五十二条の違法の場合、それから著しく適正を欠き、かつ教育の本来の目的達成を阻害している場合に云々といふこの考え方は、私は非常に賛成なんです。ただし、これをお取扱ひになる場合には、法令違反の場合に非常にはつきりして問題も混乱しないと思ひますけれども、あとの場合は相當に問題が大きい問題で、その解釈が困難な場合がやはり起つてくるんじゃないか、少くとも反対意見が相當に強く主張されるという場合も想像するにたかたないやうに思ひます。そのときに独断で大臣が一人でやりになるという、それから総理大臣云々といふお話がございまして、条文がございまして、それよりもむしろやはりほかの方法で緩和される、緩和と申しますか、の意見もお聞きになるというところが適當でないか、ことに総理大臣の問題は、私はこれは格好は大へんいい、非常に責任が総理大臣にいくのですからいいのですけれども、これは大い文部大臣がよからうとおつしやれば、総理大臣はその通りになるのが普通の状態でありまして、ここで横やりが入るといふやうなことはほとんど考えられないことではあります。むしろさういふことはおやめになつても、諮問委員会みたいなものでも、これは大いかけにやる必要もな

いと思つております。ごく少数の適當な人をお選びになりますれば、さう時間

もかからないで御相談ができるのじやないか、さういふことにでもなりますれば、国民の方でも納得する程度が相當にまた高まつていくのじやないかといふ氣持がいたすのでございまして、総理大臣の規定が第四項にございまして、これに私今アンダーラインを引きまして、これは形式はいいけれども、ほとんど意味をなさないやうにしか私は考えておりません。

○国務大臣(清瀬一郎君) まあ十分に御審議をお願いいたします。
○竹下豊次君 その点をよく一つお考えをお願いしたいと思います。
○矢嶋三義君 ちよつと竹下さん関連してございまして……竹下委員と文部大臣の間で質疑が行われておるわけですが、私聞いておつて、この竹下委員の質問が済む前にぜひとも私は聞きがすことのできない、大臣にぜひ尋ねなくちゃならないという点が耳に入つたのです。それで関連質問をいたしたいわけですが、大臣は公選といふことをどう考えられておられますか。といふことは、今あなたは竹下委員の質問にも答えられたし、また三月十二日の笹森委員の質疑に対しましても、教育委員会の選挙をするといふと一党、ある政党は非常に勝利を博して片寄り過ぎるのでそれでやめるといふのを、最も大きな理由にあげていひるわけですね。私は三月十二日の速記録を見てがく然としたわけですが、きょううたたいま竹下委員の質疑に重ねて答えられたやうですが、一般住民の一般投票といふものはどういふふうにお考えになつておられるか、その点伺ひたいと思

います。

○国務大臣(清瀬一郎君) ちよつと十分に御意見を了解しかねるのでありますが、公選は民主主義にかなつたことと思つております。しかしながら民主主義の制度は直接公選に限つたのではないので、この案のような法をとりましても、民主主義には反するものじやないと思つております。

○矢嶋三義君 竹下委員が質疑を続けられた希望でございますが、私は長く閣連質問をいたしません、私は伺つてゐることは、国民が一人々々が意思を表明したもの、それがあつた甲な政、あるいは乙なる政の支持するものが絶対多数出るからそれじやないといふこと、これをどう考えられてゐるかといふことです。ある角度から言ふならば、これは国民を蔑視するものですよ。私はこれは重大な発言だと思ふ。もう一回御答弁願ひたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) むろん、この問題はすべて重大であります。一番大事なことは教育であります。わけても具体的に言へば、教育の中立を維持するといふことなんです。それゆゑに元來教育は政党勢力でやるべきものじやない、同じ投票に臨むについても、やはり教育に関する投票はそこをわきまをなければならぬのでございませうけれども、世の中の実際はかような抽象的な理屈が通らずして、やはり政党勢力のもとにおいて選挙が行われるといふことはあり得ることでございます。そのときに一党一派に偏しないようにするといふことがわきまのあるやり方であらうとかように思つておるのであります。

○矢嶋三義君 私は了承できません。

憲法の第一章の天皇の第一条にこう書いてある。天皇は、日本国の象徴であ

り、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、よろしいですか、主権の存する日本国民の総意に基く。と書いてある。天皇の項の第一条に書いてある。「日本国民の総意に基く」といふことを書いてある。総意とは何ぞや。国民一人々々の意思の表示、それが最も正しい総意じやございせんか。ある文政政策を掲げ、国民に訴へ、そして主権者である国民一人々々意思表示した。その結果は甲なる政党あるいは乙なる政党を支持したといふことが、絶対それがいけないといふことは、どこからくるのですか。これは納得できませんよ。それであれば角度を變えて申し上げるならば、内閣の文部大臣あるいは文部政務次官といふものは政党人じやありませんか。こんなものはすぐやめるべきじやございせんか。あな

たの竹下委員に対する答弁と三月十二日の笹森委員に対する答弁はどうしても納得できませんよ。これは主権者たる国民を蔑視するものであり、この問題は重大ですよ。私は主権者の一人一人の自由なる意思に基く表明以外に国民の総意を表わす方はないと思ふ。それがあつた政党が文政政策を掲げてそれが実際に支持された、それがいかんといふ考え方といふものは、これは民主主義の根本を否定するものです。この問題を私ははっきり解決していただかなければ、次の質疑を続けるわけにいかない。場合によつたら法制局長官を呼んでいただきたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は少しあなたと物の見方が違ふのです。教育基本法には教育の中立という原則があるのです。すなわち一党一派を支持する教育をしてはならぬといふことです。そこで教育委員会はこの国会のごとくに教育政策を審議する審議機関じやございせんけれども、執行機関なんですよ。教育の実際を執行する機関であつて、その中立を保つていふことは教育基本法にもございませうし、またその後でまじした学校の教育の中立性を保つための法律も両院を通過してきております。教育行政の中立を保つておく必要と、日本の政治を政党的代表でこの通りわれわれがここでやるといふことの間に、少し物の考え方が違ふのじやないか。憲法第一条を御引用になつて教育委員会

の公選でなければならぬとおっしゃる

のは、その間にそれは多少はギャップがありはせぬかと思ひます。

○矢嶋三義君 もう一回、これ以上私は質疑をやりませんが、大臣それは納得できないのです。日本の今の教育といふものは国権の最高機関で成立したところの大きなワタによつて、すなわち教育関係の法律という大きなワタがあつて、そのワタ内において日本の各地域の教育というものが推進されてゐる。そのときに教育委員の選挙があれば、一つの具体的な地域に即応したところの教育政策を主権者に訴へるわけですよ。そしてその政策が支持されて、そして国権の最高機関でまじつた大きなワタ内における教育を進めていくわけですから、当然これは私は尊重するべきことだと思ふ。従つてあなたの御意見といふものは全く答弁になりません。もう一言それで申し上げれば、それは中立で云々といふようなことを言われるならば、なぜ教育委員の七人を五人に減らし、必要な場合には三人

にしてもよろしい、しかもそのうちの

一人は教育長だと、こういうような改正をしたのですか。筋が通らぬじやございせんか。それはどういふわけですか。五人より七人の方がいいじやないですか。それをさらに五人にして、必要な場合は三人にすることができ

る。これはあとでまた質疑するときにやりますが、この三人のうち一人は教育委員であり、教育長でよろしいといふような改正といふものは非常に矛盾じやしませんか。一応お答へ願つて竹下委員の質疑に入りましょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) 五人がいいか七人がいいか、これは程度の問題であります。これを考へて下さるには、教育委員会は議事機関じやないといふことを頭に一つおいていただきたいと思ひます。執行機関であります。それゆゑにあつたたくさん世の中の世俗のようには船頭多くして船山に登るということがございませう。執行するには、まづ五人くらいでけつこうじやないか、かような考へでございませう。

会の委員のうちから、都道府県委員会

の承認を得て、教育長を任命する。という規定がございませう。これが私はどうもおかしいのじやないかと思つてゐるが、一人の人が教育委員であつて同時に教育長を兼ねるということになることが予想されておるわけでありませうが、教育長は普通の場合において、その関係の議題の準備をし提案者の立場に立つ。提案者といふ正式の名前がつくかしれませんけれども、そういう説明の役に当らなければならぬ立場に立つ人でありませう。そういう提案者として説明しなけりやならない人が、また委員の資格を持つてその採決に加わるということは、どうもこの定員を定めた趣旨からいへば、ちよつとおかしいのじやないか、これは何をねらつてこつた無理な条文をお作りになつたのか、私はわからぬのであります。が、かりに費用の節約のためといふことをお考へになつたとすれば、これはあまりに小さい費用の節約だと思つておられます。その不合理な点を補つて足るほどの費用の節約にはならないのであります。何かの場合に支障が生ずるのじやないか。特に小さい町村では三人で委員会が構成されるような場合など考へますといふと、一人は原案の主張者でありまして、委員長ともう一人の委員が二人でまゐるといふやうなことになるので、そのときには採決には加わるわけですから、どうも妙な状態が起つてくるのじやないか、少し無理な規定じやないかといふやうな感じを持つておるのであります。が、こつた立案がされましたその真意はどこにあるのでありませうか、お伺ひしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 どうぞ。私はあすでも伺ひますから。

○竹下豊次君 それから、私は具体的に伺ひたいと思つてゐるが、第十六条の第三項に「市町村又は第二条の市町村の組合におかれる教育委員会は、第六条の規定にかかわらず、当該市町村委員

○国務大臣(清瀬一郎君) これも重要な問題でありますので、審議中にいろいろ考えたこととございます。あの論者はですね、教育委員会はそれ自身が執行機関だから、そのうちの常勤者である教育長はなくてもいいじゃないか、皆教育長になつて心得でやるのも一つだ、しかし、果のような大きなところでは、やはり教育長が要るが、小さい町村で一谷にある学校だけだから教育長はなしに皆教育長の心得でやってもいいという論者もあつたんだ。しかし、それではこの三人もまた五人もが毎日一カ所に常勤ということもできぬ、そこでこれはたとえてみればいろいろ言われると困りますよ、だけれどもよく商事の会社で支配人を置いて重役の命令をきかすところもありますが、しかし常務というものが重役でありながら日常の仕事をする、すなわち支配人を兼ねたようなことをしてやっている。そこで小さい町村の範囲では五人のうちたれか一人が常勤という執行機関でいいじゃないかということとでこの案ができていますのでございます。今申す通り、その副作用として幾らか教育長だけの月給は儉約になりまされども、それを当てにしてやしたこととじゃなくして、世の中のこととは簡単な方が簡単明瞭でいいということがおもてでございます。(おかししい、「不明瞭」と呼ぶ者あり)

○竹下豊次君 今の常務取締役のお話は、その意見はほかの人からも聞いたこととありましたが、しかし理屈を言ってみると、株式会社あたりでは取締役の何人かの中心になる専務といひますか、常務といひますかがあるわけですが、しかしこれはまだ株主総会というものがあつたんです。それで批判ができるんですけれども、この場合それできまつちゃう。だからどうもその例は少し強弁じゃないかという気持ちのいたしませんが、事実として三人なり、五人のうちの一番、実際の問題から考えてみるという、その人の意見が通る機会が非常に多いんじゃないか、こう思うんです。最も力強い発言権を、法律の上じや同じでありますけれども、実際はそういうことになつていくのじゃないか。おそろくこの教育長に選ばれる人は、ほんとうに教育の、学校の先生を何年やつておつたというふうなことでないでしようけれども、一通り教育の専門家と認められるような人が教育長になるのじゃないかと、こう思いますので、ほかの人は引きずられるといつちや語弊がありまされども、大体その人の意見が通る機会が多いんじゃないか。そうすると、せつかくの委員会のこの協議というものの効果というものが大へん薄らいでしまはしないか。本人としても非常に苦しい立場に立たされるのじゃないかと想像もされますし、これは一つ大臣の方でお考え直しを願つた方がいいのじゃないかとも思うんです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 先ほどの説明に補充いたしますが、今の教育のことと商事のことで、もともと事柄が違ふことだから、けだし違ふということをおつしやるだろと思つて、例は違ひますけれども言つてお断り申し上げてゐるので、(もつといひ例を)と、呼ぶ者あり) い例を一つ申し上げます。(教育委員会株式会社じゃいかん)と呼ぶ者あり) ちよつと待つて下さい。今矢嶋さんの御要求で……、人事委員会というのがあるんです。そこに事務局長を置くことになつておりますが、これを委員が兼ねるといふ制度がございまして。これなどはやや似た例です。しかしながら、人事のことと教育のことと違ふとおつしやればこれまた違ふ。しかしながら、われわれ千思万考の上で、町村で五人といへば相当大きな数です。小さい町村の世帯で、そのうちの君は教育にも熱心だし、おうちの仕事を息子さんがやつてゐる、君一つ教育長を兼ねてくれんかといつたやうなことできめて教育のことをやらせる。必ずしもよそから雇つてきた教育長といふものを置き、指導主事を置き、校長を置き、管理機関を三つも四つも重ねるといふこともどうだろう。果のような大きなところは別でだけれども、これは町村のことですすからね。市は大きなところでございましてけれども、そういうものの見方なんです。十分御審議をお願いいたします。

○竹下豊次君 私はね、この教育長といふものは、昔の制度で言う学務課長、学務部長とかです。そういうふうな立場でだいたい働かなければならぬ人でありまして、普通の教育に専心した経験もないやうな人が五人なり、三人なり皆そういう人ばかりで選ばれるとは思へない。どうしても指名ということになりますと、一人だけしかなくとも、ある中心になつて立案をする人を教育長にして、ほかの人に相談がかかるという実際の状況になつていくのじゃないかしらんと思ふのでありまして、そうすると、さつきから申しますように、どうも決議権までその人に持たせるといふことは、おかしいじゃないか、逆に言うと委員会の決議権を持つておる人が教育長を兼ねるといふことは、筋道があまり立たないじゃないか、こういうことを言つておるわけでありまして。もうこれ以上は今ここでお答えをいたしませんでも、一つさらに御考慮を願ひたいと思ひます。それから次に、この法案及びもう一つの教科書法案、これが中教審に諮問されなかつたとか、諮問されたけれども古いからあまり役に立たないとか、いろいろ非難があるように思ふのであります。文部当局の方では中教審の方には諮問してあつて、その答えも出ておるのだといふやうなことを承わつたかのような記憶があるのであります。が、その事情を少し詳しく御説明願ひたいと思つております。なお、中教審から一年なり二年なり前出た答申でありまして、まあいいまいせんから、どういふ答申がきておるのか、その答申によりましては、一年、二年たつた今日でも相当に權威を払わなければならぬこともあつたのじゃないかしらんとお思ひまして、それ一つ。

○国務大臣(清瀬一郎君) この教育委員会のことは、成立の当時からいろいろ異論があつたことなんです。そこで中教審にも一時かけたのです。前々任者がおかけになつております。それからまた地方教育制度調査会の際にもかけました。それから教育委員会制度協議会といふものがあるのです。教育委員会だけのものです。それからまた、法令審議会といふものがありまして、これらの答申は、すべて出ておるのです。いずれも結論は多少違つておるのです。これらを勘案し、この法案を作つたのであります。もっとも、法案を作るに當つては、今日の政治の状況でございましてから、党の政務調査会には十分に調査をさせ、こういう経過でございまして。

○竹下豊次君 今のお話で、答申を受けておるということですが、それがいろいろあるように思ふけれども、いつの答申であつて、で、どんな答申になつておりますか、記録がありますなら、今すぐここでなくともけつこうでございまして、あとでも騰写版にでも刷つてお渡し願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ここに配つてある、これを讀んでらうですか。

○湯山勇君 先ほど言つた中で二つのことしかほんとうのことを言つていない。あとみんな間違つてゐる。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今局長が朗讀いたしますから。

○政府委員(緒方信一君) 中央教育審議会の教育委員会制度に対する答申でございまして、二十八年七月二十五日付で出ております。これの概要を朗讀いたします。

○竹下豊次君 それ長いのですか、長くなかつたら全部讀んでもらつた方が、都合のいいことばかり讀んでもらつちや……。

○政府委員(緒方信一君) 朗讀いたします。

教育委員会は、その設置以来、日がきわめて浅く、その実績の良否については相当論議の余地がある。しかし、この制度は、終戦後の教育の民主的改訂の顯著な一事項であり、その意図するところがひたすら教育の中立性と自主性を樹立するにあるといふ趣旨を尊重し、できるだけその長所を發揮せしめるよう

努めたい。

1 性格

教育委員会の性格は、現行法どおりとする。都道府県および五大市以外の市町村教育委員会については多少の疑念なしとしないが、現行法による性格を直ちに改変する積極的根拠は認められない。

2 設置単位

現行法どおりとする。ただし、町村については、次のような点について検討する必要がある。

(1) 設置義務の緩和——規模、財政力等の現状にかんがみると、弱小町村にまで設置義務を負わせることは無理と考える。

(2) 上記の場合における町村教育委員会の設置、廃止については、地方自治体の選択に任せることも一策である。

(3) 教育委員会不設置の町村の措置——諮問機関のようなものを置くこと。

3 委員の選任方法

教育委員の選任は、現行法どおり公選とする。ただし、選挙の方法については次のような点について検討を要する。

(1) 都道府県等の大地域においては、選挙区を設定すること。

(2) 教職員の立候補については、離職後一定期間の経過を必要とする。

(3) 教員の身分、市町村の義務教育学校の教員の身分は、給与、福利、厚生、配置等の関係をも考慮し、都道府県の公務員とすることが望ましい。

○矢嶋三義君 全面的に否定している。

な、これは。

○荒木正三郎君 資料要求。今の答申されたものについてはですね、刷りものに、全委員に配付してもらいたい。委員の方でそういうふうに取り計らっていただきたい。

○委員長(加賀山之雄君) 承知いたしました。

○政府委員(緒方信一君) この教育委員会制度に対しては各種委員会の意見等につきましても、衆議院の御審議の際に、資料要求がございまして、その際に当委員会にも御配付申し上げたはずでございますけれども、さらにまた御要求でございますので、同じものでございまして、お配りいたします。

○竹下豊次君 その問題はそれで打ち切りまして、もう一つお尋ねいたします。この三十三条の第二項、「前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。」つまり、学校における教科書以外の教材の使用についての届け出と承認の問題であります。ラジオ放送だとか、映画だとか、新聞など、そういう時々刻々に放送されたり発行されたりするそういうものが、教材に使用される場合に、教育委員会に一々届け出させたりあるいは委員会の承認を受けさせるといふことになる、大へんめんどろだ。これを何とか便宜な方法で、こういうめんどうなことにならないようにできないものだろうかというふうな陳情を実は受けたのであります。

なるほど聞いてみますと、少しめんどろ過ぎるくらいあるんじゃないかと思ひますが、これはどの点まで文部省ではお考えになっておられるのでありましょうか。あるいは実際の運営の上で、そんなめんどうなことは一々やるのじゃないのだと、それは通達をするんだとか何とかというふうなお考えもあるんだらうかと思ひますが、条文に現われたところで見ると、少し窮屈過ぎるんじゃないかという気がいたしますが、その点をお伺いいたします。

○国務大臣(清瀬一郎君) これはこういうことなんです。第二項の初めに「前項の場合において」と書いてあるのです。三十三条の一項に、初め二行は省略しますが、「教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則」というので、そのことが基本的なものであること、それから必要な規則というので、地方でそれを必要と認めなければ、それはオミットしていいのです。それでただいまではこれをせいで、あれをせいでといったようなことを、こちらから言う考えは今持っておられませんけれども、地方の自治にまかして、必要なりとお認めになったものについて届け出るという規則をござえておられる方がいいて、こう考えております。これが教材などからいろいろ問題が起きたのです。この数年來……それでこういうものができておるわけなんです。

○竹下豊次君 私これは第二項を見ましたときに、「承認を受けさせることとする定を設けるものとする。」ということになっております。少し窮屈過ぎる感じがしたのでお伺いしたのであります。す。そういうめんどうなことを一々させるつもりじゃないという大臣の御答弁でありまして、それをどういうふうにして無理のいかにないように実行に移していくかということは、次に起ってくる問題だと思いますから、この点は十分お考え願います。一応この程度で大体私の質問はきょうはこれで終えたいと思っております。このほかにもこの法案を見ますというのと、私立学校の問題などにも関連することでありまして、今これを取り上げますという、相当にまた問題が広がって参ると思っておりますので、この際はその問題のお尋ねはいたしません、私の質問は一応これで打ち切りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 特に関連事項だけだしますが、先ほどから私の答弁にも、竹下委員の答弁にも教育委員会は執行機関である、かように申されていまして、これは失言じゃございませぬか、よろしくございませぬか。

○国務大臣(清瀬一郎君) はい。

○矢嶋三義君 教育委員会は執行機関であるというのには必要にして十分な表現でございませぬか。

○国務大臣(清瀬一郎君) はい。

○矢嶋三義君 研究して答弁して下さい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 地方自治法にあるところの規定はそのままだとしてあります。

○矢嶋三義君 局長それでよろしいか。

○政府委員(緒方信一君) 地方自治法百八十条の四項をごらんいただきたいと思ひますが、「執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会は、左の通りである。」ということ、一、教育委員会二、選挙管理委員会三、人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会、そのあと三項もございまして、以下は省略いたします。地方自治法百八十条の四によりまして、明らかに執行機関であります。

○矢嶋三義君 その条文に関する限りは、あなたの見解は正しいのです。その教育委員会の性格を、必要条件はきめてあります。十分条件を示しておりません。教育委員会というのは教育行政に関する議決機関であり、かつ執行機関である、そこに教育委員会のいまだかつてない特殊性があったわけなんです。現在の教育委員会は執行機関だと考える考え方は大きな間違いです。それは自治法に執行機関と書いてあるから、それは教育委員会は執行機関であるという表現において必要でしよう、しかし十分でない。教育機関は教育行政に関する議決機関である、この解釈は絶対に間違いないと思ひますが、どうですか、もう一ぺん御答弁願ひたい。

○政府委員(緒方信一君) ただいま仰せの議決機関であるという意味は、おそらく合議制の執行機関である、こういう御趣意だろと思ひます。地方公共団体の議決機関としては議決があるだけでありまして、地方公共団体の執行機関としては長がある。そのほか合議制の行政委員会といったしまして、また述べましたような執行機関が別にあります。

○矢嶋三義君 これはもう少し時間をかけて下さい。決定でなくて、われわ

は二、三伺います。どうですか。「教育委員会の性格は、現行法どおりとする」とありますね。「現行法による性格を直ちに改変する積極的根拠は認められない」とありますね。今議題になっている法案は、性格は現行法通りでしようか、あるいは性格はかなり改変されているでしょうか、どうでしょう。どうかお考えになっておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 大体において現行法通りでございます。

○矢嶋三義君 その点については私はまた他日たします、私はきょうは関連で立っているのですから、どういう点で現行法通りと違うかという点……

○国務大臣(清瀬一郎君) 今あなたがお問い合わせになった、これが合議制ではあるけれども執行機関で、その権限たるや今回の法律では二十三条でありまするが、現行の委員会の権限を踏襲いたしております。それゆえに原則としては同じことで、ただあなたのおっしゃるのは直接選挙があるいは任命によるか……

○矢嶋三義君 そうじゃない、そうじゃない。

○国務大臣(清瀬一郎君) この点はだいぶ違っております。そのほかのことは大体現行の性格を維持しておるつもりであります。

○矢嶋三義君 大臣、これは一国の国家百年の根柢をつちかう教育に関する根本的な問題ですが、お互いに、私も冷静になりませんが、ほんとうに真剣に勉強して議論しようじゃないですか。今のあなたの答弁というものは僕は心外の至りですがね、私はきょうは

関連質問だから、突っ込んで言いますね。公選制だけじゃございせんよ。今まで都道府県知事というのは教育行政の不適格者としてわれわれは関与することができなかったといつてわれわれはずっと演説をぶつていたのですよ。そういう人が今度は教育行政に関与することになるのですよ。それから市町村教育委員会と都道府県教育委員会というものが対等の立場にあったんです。今度はこれが指揮命令権限を持つてきたんです。それから文部大臣は、文部省の設置法の第五条によつて、技術的な助言と指導の権限を持つておったのですよ。今度は教育長までの承認権を持つておす。そこであなたの解釈と不一致の場合は是正の措置を命ずることが出来る……

○委員長(加賀山之雄君) 矢嶋君、一つ関連質問の範囲を出ているようです。あなた自体の御質問を続けていたください。

○矢嶋三義君 その点是他日やりませう、非常に遺憾であります。それから委員の選任方法、教育委員の選任は、現行法通り公選とする。ただし、選挙については教員はすぐ立候補してはならぬとか何とかあります。現行法通り公選するといふバック・ボーンが入っておりますが、これは大きな改変でございますまいか、いかがですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その点は、その申請は御採用申し上げませんでし。他の方の考慮によつてただいま提案のようにいたしましたのであります。

○湯山勇君 議事進行について、大臣に注意していただきたいと思うので

す。委員長もお開きの通り、大臣の答弁は教育委員会法が変つたんじゃないかというのに対しては、あんまり變つておりません。今度はその問題に入つてくるとその点は採用しないとか、委員長お聞きになっておつても、大臣の答弁には何ら誠意が感じられない。こゝういふところをこゝう書いたのだからうだといふような説得がなければ審議はできない。大臣もつとまじめにしておるのですよ、何だそれは。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私の答へは問いと関連してお開きを願いたいのです。性格が變つておるかとおっしゃるから性格は變つておらん。なお押しかつておるじゃないかとおっしゃるか、選挙方法をとらなかつたことですかという、そうじゃないのだとこゝういつて手を振つておっしゃる。性格というならば、よろしいか、法律上性格というならば、合議制だけれども執行機関だ、これは大きな性格です。それからその任務です。学校に關すること原則としてこれは教育委員会が扱うことは同じことなんです。今度は、町村長はこの教育に關する契約をするといふことができました、財産取得といふことができました、それははずれましたけれども、ほかの一般の学校教育、社会教育等を扱うことは同じことなんです。それゆえにひとりこの法律のみならず、ほかの法律で教育委員会がこれをする、これをするとこゝうことは、ちつとも訂正しないで、学校教育法も社会教育法も図書館法も、すべてこれは同じようにいたしました。これを性格を変えたら百くらい法律を変えなければならぬ。性格は同じことなん

です。お問い合わせは性格いかんというからして同じだ、選挙制度どうかという、それは変えました、議事の進行のために簡単に答えましたけれども終始一貫なんです。(笑聲)「違うよ」と呼ぶ者あり。

○湯山勇君 もう少し誠意をもつて、まじめに答えてもらいたい。今のだつて何ですか、それは一体。

○矢嶋三義君 とにかく何か時間がたつてば、それですむくらいに思つていて、もう少し真剣に誠意をもつて答えていただかなければ、こゝういふ法律案は審議ができませんよ。委員長が注意していただきたい。委員長、私もまじめに質問しているつもりです。

○委員長(加賀山之雄君) 大臣の答弁に欠けるところがあれば、委員長から御注意いたします。どうぞ質疑をお続け下さい。

○矢嶋三義君 関連質問、今のもう一点残つておる。さつき竹下委員に、このところの答弁で、町村が小さいから、五人の委員はなかなか見つからぬから、三人くらいでいいのじゃないか、それからまた事務局を持つて教育長、指導主事、そういうのも大へんだ。だから簡素化して三人の教育委員のうちの一を教育長にしようといふことを言われておりますが、ほんとうに教育委員会法の立法精神を生かすとなれば、そういうことがこゝういふ小さな町村に設けられること自体、設置規模で考えないでやるとこゝろに非常な無理が出てきて、竹下委員が指摘したように、教育委員と教育長が兼ねるといふような、おそらくこれを法成立後運用したならば、いろいろと支障をき

たすでございませうが、そういう事態が起つてくるのじゃないでしょうか。設置規模といふものは相當に問題があるのじゃないですか。そういう点はどうかお考えになっておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 矢嶋君御承知の通り、その問題になるのは主として地方教育委員会、府県はもう一つしか仕方ありません。地方教育委員会で、まあ町村組合という考えもございしますが、今町村合併最中で、合併した町村は、だいぶ大きいのでありますけれども、まだ済まぬものに非常に小さいものがあるから、それが五名で多過ぎるとその町村で考えるならば、三人にもできるというゆとりをとつたのであります。大体の今合併が完成しますれば、五人ぐらゐに統一する方がよい、こゝういふふうにお考えになりますか。

(委員長退席、理事吉田萬次君着席)

○矢嶋三義君 関連質問終了。

○理事(吉田萬次君) もう関連質問ありませんか。

(速記中止)

○理事(吉田萬次君) では速記を始め下さい。

本日はこの程度をもつて散会いたします。

午後三時四十四分散会

昭和三十一年四月二十八日印刷

昭和三十一年四月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局